

ボランティア保険のご案内

■ボランティア活動保険

*ボランティア活動中のケガや賠償責任を補償します。

◇補償期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
(中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日から)

◇補償金額・保険料

		保険金の種類	基本プラン	天災・地震保障プラン	
補償金額	ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
		後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)		
		入院保険金日額	6,500円		
		手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
			外来の手術	32,500円	
		通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(※)			
地震・噴火・津波による死傷	×	○			
	補償責任の	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料			350円	500円	

※新型コロナウイルス感染症は補償対象外

◇加入申込手続き

- ・令和6年度の加入受付は3月1日から開始します。
- ・手続きは松本市社会福祉協議会の下記窓口にて受け付けております。

受付窓口	所在地	電話番号	
地域福祉課 (ボランティアセンター)	松本市双葉4-16 (松本市総合社会福祉センター内)	25-7345	
セ西部 ン地区 タ区	安曇事業所	松本市安曇88-1	94-1132
	奈川事業所	松本市奈川1575	79-2001
	梓川事業所	松本市梓川梓2283-2	76-2300
	波田事業所	松本市波田4417-1	91-2030
四賀地区センター	松本市会田1001-1	64-3302	
北部地区センター	松本市元町3-7-1	38-7671	

■ボランティア行事用保険

*地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる行事における 主催者や参加者のケガ、主催者の賠償責任を補償します。

◇補償期間：行事開催日

◇補償金額

	保険金の種類		補償内容
ケガの補償	死亡保険金		400万円
	後遺障害保険金		400万円（限度額）
	入院保険金日額		3,500円
	手術 保険金	入院中の手術	35,000円
		外来の手術	17,500円
通院保険金日額		2,200円	
補償責任の 賠償	対人事故		2億円（1事故限度額）
	対物事故		1,000万円（1事故限度額）



◇保険料等

	行事区分	保険料 (1名あたり)	最低保険料 (A・Cプラン/20名分)	名簿の取扱い
Aプラン (宿泊を伴わない、かつ 参加者が事前に特定できる行事)	A1	1日 28円	560円	申込人が 備え付ける (提出は不要)
	A2	1日 126円	2,520円	
	A3	1日 248円	4,960円	
Bプラン (宿泊を伴う行事)	1泊2日	241円	/	申込時に提出
	2泊3日	295円		
	3泊4日	300円		
Cプラン (宿泊を伴わない、かつ 参加者が事前に特定できない行事)	A1	1日 28円	560円	不要

- ・Aプランは行事の内容によって区分が異なりますので、パンフレット等でご確認ください。
- ・Cプランは行事開催地への往復途上のケガは補償されません。

◇加入申込手続き

- ・令和6年度の加入受付は3月1日から開始します。
- ・加入手続きは行事開催日の前日までにお願いします。
- ・手続きは松本市社会福祉協議会の窓口（前掲）にて受け付けております。